

業 務 委 託 基 本 契 約 書

株式会社 Chord Style (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という)
とは、業務委託についての基本的事項に関し、以下のとおり契約を締結する。

(基本契約と個別契約)

- 第1条 契約は、甲がその顧客（以下「甲の顧客」という）から委託された情報システムの開発、運用、保守その他これに関連する業務の全部または一部を乙に委託する取引（以下「本件業務」という）に関する基本的条件を定めたものであり、この基本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という）について適用されるものとする。
2. 前項にかかわらず、個別契約の定めが本契約に抵触する場合には、当該個別契約の定めが優先するものとする。

(個別契約の内容)

- 第2条 個別契約には、本件業務の内容、納期または業務実施期間、成果物、委託料の額、支払条件等の必要事項を定めるものとする。

(個別契約の成立)

- 第3条 個別契約は、甲から前条の取引内容を記載した個別契約書の案または注文書を乙に交付することにより申し込み、乙がこれを承諾することにより成立するものとする。但し注文書による場合、甲が注文書を交付した日から暦日で10日以内に書面で異議を述べない場合は、乙は当該注文書記載の契約条件を異議なく承諾したものとみなされるものとする。

(仕様書等)

- 第4条 乙は、甲の提示する仕様書および必要により甲が適宜与える指示（以下あわせて「仕様書等」という）の内容・意図を正確に理解して本件業務を実施するものとする。
2. 乙は、仕様書等に疑義がある場合、ただちに甲に疑義の内容およびその理由を書面で通知し、これに対し甲は、速やかにその処理を決定してこれを乙に通知するものとする。

(作業管理)

- 第5条 乙は、乙の責任において、本件業務の性質、業務実施期間または納入期限等に鑑みて最適な業務従事者の選定を行うものとする。乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務実施に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
2. 乙は、各個別契約の締結後遅滞なく、本件業務の実施に当たり乙を代表して甲と連絡、調整を行う作業実施責任者（名称の如何を問わない。以下「作業実施責任者」という）を定めるものとする。
 3. 作業実施責任者は、次の事項を行う権限を有するものとする。
 - (1) 本件業務に従事する乙の役員および従業員（以下「業務従事者」という）に対する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うこと

- (2) 本件業務に関して甲の指示を受けること
- (3) 本件業務に関する進捗状況、仕様書等の打合せ、会議等を甲との間で行うことなお、作業実施責任者は、自己の判断により当該打合せ、会議等に、業務従事者を出席させることができるものとする。
4. 乙は、前項各号に掲げる作業実施責任者の権限に対し制限を設ける場合あるいは作業実施責任者を変更しようとする場合は、事前に協議の上、甲に通知するものとする。
5. 作業実施責任者が複数の場合には、甲と乙において協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。
6. 甲は、作業実施責任者または業務従事者が、第1項または第3項に定める職務を行うにつき著しく適当でない者と認めた場合は、乙に対し、その理由を明示の上、作業実施責任者の変更等必要な措置を要求することができるものとする。

(緊急の措置)

第6条 乙は、本件業務の実施に伴い、緊急に甲の指示、指導を受けるべき事態が発生したときは、直ちに甲に連絡しその指示、指導に従うものとする。但し、極めて緊急を要するために甲の指示、指導を待つのが適切でないとき、適宜の応急処置を加えた後、直ちに甲に連絡し、かつ顛末・応急処置の内容を報告するものとする。

(仕様書等の変更)

第7条 甲は、個別契約成立後、仕様書等に著しい変更を行う必要が生じた場合は、乙と別途協議の上、仕様書等を変更することができるものとする。

2. 前項の仕様書等の変更に伴い、納期、委託料の額等、個別契約の内容が不合理になった場合は、甲・乙間で別途協議の上、個別契約の内容を変更できるものとする。

(報告)

第8条 甲は、委託した本件業務の進捗状況について、乙に対し、必要により何時でも、書面または口頭による報告を求めることができるものとし、この場合乙は遅滞なくこれに応ずるものとする。

2. 個別契約に定める業務実施期間中または納入期限の前であっても、成果物等が委託した品質等に適合しているかどうかを確認するため、甲は乙に対して、それまでの業務実施結果または作成中の成果物その他の資料の提出を求めることができる。この場合、乙は遅滞なく甲に協力するものとする。

(機器、情報等の管理)

第9条 本契約および個別契約に基づき甲または甲の顧客が乙に貸与する本件業務に関する仕様書、その他本件業務実施のため、必要により甲または甲の顧客がその選択に従って乙に貸与する資料、情報（データを含む。以下同じ）、コンピュータ機器、資材、設備、備品等（以下あわせていうときは「貸与資料」という）については、善良なる管理者の注意をもって厳重な取扱いを行うものとし、その保管、管理、返還、破棄、消去等につき、甲に対し一切の責を負うものとする。貸与資料を消去する場合は、乙の責任において、貸与資料を完全に消去して復元できないよう措置することを要する。

2. 本件業務実施のために、乙が保有するコンピュータ機器、ハードディスク等の外部記録装置または記録媒体等を利用する場合といえども、乙は当該機器等および当該機器等に記録された情報につき、秘匿性を確保しなければならない。また乙は、本件業務の終了時または作業実施責任者若しくは業務従事者が本件業務を離任する時、当該機器等に記録された本件業務に関する一切の情報（電子メールを含む）を完全に消去して復元できないよう措置するものとし、かかる消去について、乙が甲に対し一切の責を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、甲の書面による事前の承諾がない限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2. 乙が前項に基づく甲の承諾を得て、本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、乙は本契約および個別契約に基づく乙の義務を当該第三者に対しても遵守させるとともに、当該第三者が本契約および個別契約に基づく義務に違反したことあるいは当該第三者が甲または甲の顧客に損害を与えたこと等に関する責任は、乙がその一切を甲または甲の顧客に対して負うものとする。

(業務の完了および納入)

第11条 乙は、本件業務実施の経過・結果を記載した設計書・マニュアル・作業報告等の文書等（以下「報告書」という）または個別契約で定める成果物（以下「成果物」といい、報告書と併せていう場合は、以下「成果物等」という）を、個別契約に定める業務実施期間の満了日または納入期限までに提出するものとする。なお、提出すべきものが成果物の場合、乙は納品書とともに当該成果物を甲または甲の顧客に提出するものとする。

2. 成果物等に瑕疵ある場合、または乙による本件業務の実施内容が債務の本旨にしたがったものでない場合は、甲は前項による成果物等の受領を拒絶することができ、乙は第13条にしたがって再履行の上、瑕疵のない成果物等を甲に納入、または債務の本旨にしたがって本件業務を実施するものとする。ただし、乙の責によるものでない場合はこの限りではない。
3. 乙は、理由の如何を問わず、業務実施期間満了または納入期限までに、成果物等を納入できない、あるいは委託された業務を終えることができないと判断した場合は、直ちにその理由および業務を終えまたは成果物等を納品できる日程の目処を書面で甲に通知し、甲の指示を受けなければならないものとする。
4. 前項において、甲が新たな期限を指示した場合でも、乙は、甲に対する履行遅滞の責を免れないものとする。但し、第24条に該当する場合はこの限りではない。
5. 乙の責以外の理由により履行遅滞が生じた場合、甲および乙との間で協議の上、個別契約の内容を変更できるものとする。

(業務完了の確認)

第12条 乙が成果物等を前条により提出したときは、当該提出日から原則として30日以内に、甲は、仕様書等に定める基準または甲所定の方法に基づき、成果物等の内容の確認を行うものとする。

2. 前項の確認において、成果物等に瑕疵が発見された場合、または乙による本件業務の実施内容が債務の本旨にしたがったものでないことが判明した場合（以下、総称して「瑕疵等の発見」という）は、甲は、遅滞なくその旨を乙に通知し、乙は第13条にしたがって再履行の上、瑕疵のない成果物等を甲に納入、または債務の本旨にしたがって本件業務を再実施するものとする。

- 第 1 項の確認において、成果物等に瑕疵が発見されなかった場合、ないし乙による本件業務の実施内容が債務の本旨にしたがったものであることが確認された場合は、当該時点でパートナーの本件業務（実施）が完了するものとする。なお、第 1 項の確認期限までに甲から乙に前項の通知がされなかった場合には、同期限をもって本件業務（実施）が完了したものとす。

（不合格の場合の処置）

第 13 条 前条第 1 項に定める確認において、瑕疵等の発見がされた場合、乙は自己の責任と費用負担において、甲の指定する期限までに成果物等の修補ないし債務の本旨にしたがった本件業務の再実施を行うものとする。この修補等が完了したときは、乙は直ちに甲に通知し、再度確認を受けなければならないものとする。この場合、当該再検査の手続については前条を準用するものとし、再確認で瑕疵等の発見がなかった場合に、乙の本件業務実施が完了したものとす。但しこの場合においても、乙は、履行遅滞の責を免れないものとする。

（業務完了後の乙の責任）

第 14 条 第 12 条 3 項に基づく乙の本件業務実施の完了以降であろうとも、瑕疵等の発見がなされた場合は、本件業務実施の完了時から起算して 1 年間は、乙は、無償で成果物等を修補、ないし債務の本旨にしたがって本件業務の再実施をおこなうものとする。但し、瑕疵の原因が専ら甲の責に帰属すべき場合は、当該修補等は有償とする。

（委託料の支払）

第 15 条 本件業務の委託料の金額および支払方法は、個別契約に定めるものとするが、甲は乙に対して、原則として委託した成果物等の現実的な受領から 60 日以内に支払をすることとする。但し、第 12 条に定める確認の結果、前条の処置がおこなわれた場合は、補修した成果物等の受領の時点を基準とする。

- 本件業務実施に係る各種経費、材料費等の諸費用は、原則として委託料に含まれ、乙が負担するものとする。但し、個別契約において、甲が乙に特に支払うことを約したのものについてはこの限りではない。その場合、甲と乙の双方の合意の上、委託料の決定に反映させるものとする。

（成果物等の所有権の帰属）

第 16 条 本件業務に基づき作成された成果物等の所有権は、第 12 条 3 項に基づく乙の本件業務実施の完了時に、乙から甲へ移転するものとする。

（成果物等の知的財産権の帰属）

第 17 条 本件業務の実施過程で生じた知的財産権（発明・考案等の産業財産権を受ける権利、ノウハウ等に関する権利を含むが、著作権を除く）の一切は、甲に帰属するものとする。但し、甲の書面による事前承諾を受けて、乙が本件業務の開始以前から保有する知的財産権を本件業務に実施した場合、当該乙固有部分の知的財産権は乙に留保される。この場合乙は、甲および甲の顧客に対し、当該乙の知的財産権につき取り消し不能の通常実施権を許諾するものとする。かかる許諾の対価は委託料に含まれるものとする。

（成果物等の著作権の帰属）

第 18 条 本件業務に基づき作成された成果物等に関する著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む）は、第 12 条 3 項に基づく乙の本件業務実施の完了時に、乙から甲へ移転するものとする。なお、かかる乙から甲への著作権移転にかかる対価は、委託料に含まれるものとする。

2. 甲の書面による事前承諾を受けて、乙が本件業務の開始以前から保有する著作物が成果物等に加工されまたは結合された場合で、当該乙固有の著作物が成果物等において独立した著作物として存在する場合は、当該乙固有の著作物の権利は乙に留保されるものとする。
3. 前項に基づき乙に留保される著作物の著作権及び成果物等が、乙固有の著作物の二次的著作物となる場合における原著作物にかかる著作権については、乙は、甲及び甲の顧客に対し、取り消し不能の一切の利用を許諾するものとする。かかる許諾の対価は委託料に含まれるものとする。
4. 乙は本条に定める著作物について著作者人格権を有する場合においても、甲および甲の指定する者に対しては行使しない。

(複製・販売権の帰属)

第19条 成果物等の複製・販売権は、甲のみに存するものとする。

2. 甲は成果物等を任意に変更修正することも、また甲もしくは甲の指定する者の名義で公表することもできるものとする。

(第三者の権利侵害)

第20条 乙は、本件業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないように留意するとともに、本件業務実施過程・成果物等およびこれに関連して得られた技術成果が第三者のいかなる権利をも侵害していないことを保証するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、成果物等あるいは技術的成果が、第三者の権利を侵害するとして、何らかの請求、異議申し立てがなされ、もしくは訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は自己の責任と費用負担において、一切を処理解決し、甲に迷惑、損害を及ぼさないものとする。但し、当該紛争が、甲の仕様書等に直接起因する場合はこの限りではない。
3. 成果物等に関し第三者より甲に対し製造物責任が問われたときも前項と同様とする。

(秩序の維持等)

第21条 乙の業務従事者および第10条に基づき乙が本件業務を再委託した第三者の作業担当者(以下、総称して「乙従業員等」という)が、甲または甲の顧客の施設内に立ち入り、もしくはその施設内で作業を行う場合、乙は、乙従業員等各自に、甲または甲の顧客が指定する身分証を携帯させるものとし、入退出、資料・物品・施設の使用、ネットワーク・アクセス、安全衛生、秘密保持等について、甲が定める手続にしたがうものとする。当該身分証の管理は、乙が甲または甲の顧客に対して責任を負うものとする。

2. 乙は、甲または甲の顧客の施設内で作業する乙従業員等に対して、甲の業務実施に関する社内ルール・コンピューターリソース利用のガイドラインその他の社内規則および適用法令を遵守させるとともに、甲の社内秩序、風紀、企業秘密、資産および安全の確保について、甲の指示に従い、協力するものとする。なお、乙は、上記社内ルールおよびガイドラインは、改定の可能性のあることにつき、了解するものとする。
3. 乙は、甲の顧客の施設内で作業する乙従業員等に対して、甲の顧客の服務規律、安全衛生規律、災害防止規則その他の社内規則および適用法令を遵守させるとともに、甲の顧客の社内秩序、風紀、企業秘密、資産および安全の確保について、甲の顧客の指示に従い、協力するものとする。

4. 乙は、甲または甲の顧客が管理する施設外で本件業務を実施する場合といえども、甲または甲の顧客との間で締結した機密保持契約その他の契約、およびコンピュータリソース利用のガイドラインその他甲が定める業務実施に関するルールを遵守し、かつ乙従業員等に遵守させるものとする。
5. 甲または甲の顧客が、乙従業員等に対して、甲または甲の顧客所定の秘密保持等に関する誓約書の差し入れを求めた場合、乙は、すみやかに乙従業員等をして、かかる誓約書の差し入れをさせる。

(一般義務)

第 22 条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約上の地位、個別契約上の地位またはこれら契約から発生する一切の甲に対する権利または義務を、第三者に譲渡し、または担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとする。

2. 甲および乙は、本契約の有効期間中、以下の事項を行ってはならないものとする。但し本項は、相手方の役員または従業員の自発的な就職活動を妨げるものではない。
 - (1) 甲の顧客または相手方もしくはその関係会社の従業員もしくは役員に、退職を勧めまたはそれを試みること
 - (2) 甲の顧客または相手方もしくはその関係会社の従業員もしくは役員の、引き抜きを図ること。
3. 乙は、第 12 条に定める成果物等の確認後 1 年間、甲の顧客、甲の顧客の取引先および甲の顧客の取引先の競合事業者に対して本件業務と同種、類似もしくは競合する業務またはこれに付随する業務にかかる取引または営業活動を、甲の書面による事前承諾を受けることなく行わないものとする。

但し、甲の顧客の取引先とは本件業務に関わった取引先とする。
4. 前項に違反して、乙が甲の顧客または甲の顧客の競合事業者との間で前項により禁じられた取引を行った場合は、当該取引により乙が得た対価（売上金等、当該取引の対価として得たもの）の 50% を乙の利益とし、当該金額を甲の損害額と推定して乙は甲に賠償することを要するものとする。

(損害賠償)

第 23 条 乙の責に帰すべき事由により、甲または甲の顧客が損害を被った場合は、乙はその損害を賠償する責に任ずる。

2. 乙従業員等の業務内外の行為により発生した事故、損害または被害については、乙が全責任を負担して処理、かつ、補償・賠償し、甲および甲の顧客に損害のないようにする。万一、乙従業員等の業務内外の行為により甲または甲の顧客が損害を被った場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(不可抗力の免責)

第 24 条 天災地変、その他不可抗力により、乙による本件業務の全部もしくは一部の実施が遅延または成果物の引渡しが無効となった場合には、乙は遅延による責を免れ、甲は乙と協議の上、個別契約の解除もしくは変更ができるものとする。

(甲の解約権)

第 25 条 本契約で定める場合の他、甲はその都合で、書面をもって乙に通知し、両者協議の上、本契約を解約できるものとする。但し、この場合甲は、当該解約時点までに乙が既の実施した本件業務に要した費用を乙に支払うものとし、また乙は当該解約時点までに完成し、もしくは仕掛中の成果物等を全部甲に引き渡すものとする。

2. 本条に基づき成果物等が甲に引き渡された場合にも、第 17 条および第 18 条が適用されるものとする。

(契約の解除)

第 26 条 甲または乙が次の各号の一つにでも該当した場合、相手方は何等の通知・催告を要せずただちに、本契約または個別契約の全部または一部を解除できるものとする。但し、甲グループの組織再編、合併または承継の場合においては、乙は、本契約または個別契約を解除することはできないものとする。

- (1) 本契約または個別契約に基づく債務を履行せずあるいは本契約または個別契約に違反し、相手方が相当の期間を定めてした催告後も是正されないとき
 - (2) 差押、仮差押、競売の申立てがあったとき、もしくは公租公課を滞納し、督促を受けたとき、または滞納処分により差押えを受けたとき
 - (3) 手形、小切手が不渡りになったとき
 - (4) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、その他類似の手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
 - (5) 会社の支配関係が著しく変化するような合併もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に承継しようとし、または解散を決議したとき
 - (6) その他信用状態が著しく悪化したとき
2. 乙が次の各号の一つにでも該当した場合、甲は何等の通知、催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 乙の労働争議、従業員の退職、または乙の責に帰すべき事由により、本件業務を個別契約に定める期限までに完了することが明らかに不可能となったとき
 - (2) 乙または乙の業務実施責任者、その他従業員、使用人が不正行為をなしもしくは甲または甲の顧客に対し、その業務の実施の妨げあるいは損害を与えたとき
 3. 前 2 項により本契約が解除された場合、当該解除をなした当事者は相手方に対して相手方の責によって被った損害の賠償を請求できるものとする。
 4. 第 1 項または第 2 項に基づき、甲が本契約または個別契約を解除した場合において、甲が要求した場合には、乙は当該解除時点までに完成し、もしくは仕掛中の成果物等の全部または一部を、甲に引き渡すものとする。本項に基づき成果物等が甲に引き渡された場合にも、第 17 条および第 18 条が適用されるものとする。尚、当該引渡しの対価については、当該譲渡に係る成果物等の完成割合およびその時点において有する機能等を甲および乙との間で協議の上、評価して決定するものとする。

(反社会的勢力の排除に係る解除)

第 27 条 乙または乙の再委託先が次の各号の一つにでも該当した場合、甲は何等の通知・催告を要せずただちに、本契約または個別契約の全部または一部を解除できるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)の場合

- (2) 代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合、または資金提供を行う等親密な交際がある場合
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、甲あるいは甲の顧客に対して自身が反社会的勢力である旨を伝え、または関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、甲あるいは甲の顧客に対して詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、甲あるいは甲の顧客の名誉や信用等を著しく毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して甲あるいは甲の顧客の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある場合
2. 前項により本契約が解除された場合、乙は甲に対して、甲が被った損害を賠償しなければならない。賠償額に関しては甲乙協議して定める。
 3. 第1項に基づき、甲が本契約または個別契約を解除した場合において、甲が要求した場合には、乙は当該解除時点までに完成し、もしくは仕掛中の成果物等の全部または一部を、甲に引き渡すものとする。本項に基づき成果物等が甲に引き渡された場合にも、第17条および第18条が適用されるものとする。尚、当該引渡しの対価については、当該譲渡に係る成果物等の完成割合およびその時点において有する機能等を甲および乙との間で協議の上、評価して決定するものとする。

(機密保持)

第28条 甲および乙は、本件業務に関連して取り扱う情報の管理について、機密情報の定義を含め、甲または甲の顧客・乙間の機密保持契約に従うことに合意する。

(個人情報)

- 第29条 乙は、個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001）の最新版（以下「JISQ15001」という）に定める個人情報（以下「個人情報」という）の取り扱いおよび安全管理措置の設定ならびにその改善について、JISQ15001、甲が定めるルールおよび以下に定める各項に従うものとする。
2. 乙は、個人情報を第三者に開示・漏洩してはならず、また、個人情報の管理に必要なかつ適切な措置を講ずるものとする。
 3. 乙は、個人情報について、本契約および個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約および個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
 4. 個人情報の返却等については、機密保持契約の規定を準用する。
 5. 甲の書面による事前承諾を得て本件業務を第三者に再委託する場合といえども、乙は、甲より取扱いを委託または開示された個人情報を、当該再委託先たる第三者に再委託してはならない。但し、個人情報の取り扱いを第三者に再委託することにつき、甲の書面による事前承諾を受けた場合はこの限りではない。

(裁判管轄の合意)

第30条 甲および乙は、本契約に関する一切の訴訟または法律上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(有効期間)

第 31 条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から 1 年間とする。但し、契約満了の 3 ヶ月前までに甲または乙のいずれからも別段の意思表示がなされない場合は、同一の条件をもってさらに 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

2. 前項による本契約の失効までに成立し、かつ本契約の失効時点で有効な個別契約については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の有効期間中適用されるものとする。
3. 本契約または個別契約の失効または終了後といえども、第 9 条、第 14 条、第 16 条乃至第 23 条、第 27 条乃至本条は有効に存続し、適用されるものとする。

(一般条項)

第 32 条 本契約締結前に、甲と乙との間で締結された業務委託基本契約（以下「旧契約」という）が存する場合、旧契約は本契約の締結と同時に効力を失うものとする。また旧契約を変更または補充するため甲と乙との間で締結された契約（覚書その他名称の如何を問わない）がある場合も、当該契約は旧契約の失効と同時に効力を失うものとする。但し、旧契約に基づき成立し、かつ旧契約の失効時点で有効な個別契約については、旧契約が適用されるものとする。

2. 本契約中何れかの条項が違法、公序良俗違反またはその他の点で無効とされた場合であっても、本契約の条項のその余は影響を受けず、本契約はその趣旨と効果において矛盾のない可能な範囲で実行されるものとする。
3. 本契約に定めない事項、および解釈につき疑義を生じた場合には、商習慣等による他、甲および乙との間で誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満解決を図るものとする。

以上

本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲および乙は双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

〒107-0062
東京都港区南青山 6-2-6-502
株式会社 Chord Style
代表取締役 今井 聖

(乙)